

特別相談「若者のトラブル110番」を実施しました ～困ったときは一人で抱え込まずにすぐ相談～

東京都は、若者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るために毎年度実施している「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として、特別相談「若者のトラブル110番」を都内23区26市1町と共同で実施しました。その結果についてお知らせします。

結 果 の 概 要

◎ 実施期間 令和6年3月11日（月曜日）、12日（火曜日）の2日間

◎ 2日間に寄せられた若者（29歳以下）の相談件数

東京都消費生活総合センター 26件

区市町の消費生活センター（23区26市1町） 104件 計130件

◎ 相談の特徴

- ・サイドビジネス、脱毛や痩身エステ等の美容、芸能スクールやスポーツ教室、賃貸住宅の入退去に関する相談が多く4割を占める。
- ・契約購入金額が判明している93件のうち、10万円以上の高額な契約が58件と過半数を占め、うち100万円以上の相談は14件であった。
- ・未成年者（18歳未満）に関する相談は4件で、内3件がオンラインゲームや特典利用できる会員サービスなどのインターネットサービスに関する相談であった。

特別相談から見た消費者へのアドバイス

- ★ 商品やサービス等の契約をする時は利用規約や表示内容をよく読み、内容をしっかりと確認しましょう。
- ★ 未成年者（18歳未満）が親の同意を得ずに行った契約は原則として取り消すことができます。18歳以上の成人は未成年者取消権が使えないので注意が必要です。
- ★ 少しでもおかしいな、変だなと思ったときは、一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう！

※相談事例は次ページをご覧ください。

◎ 東京都消費生活総合センター（03-3235-1155）

（受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時）（日・祝日・年末年始はお休みです。）

◎ お近くの消費生活センターへはこちら ➡ **消費者ホットライン** 電話 188

◆SNS 広告に「簡単に稼げる」って書いてあったのに。(;'Д`)

1 日数万円稼げるという SNS 広告を見て、メッセージアプリに登録した。特に契約はしていないが、何度か指示されるまま作業をして、数百円の報酬を得ていた。ある時、高報酬な作業を紹介されて作業をしたところ、ミスがあったと言われ、70 万円の違反金を要求された。消費者金融でお金を借りて振り込んでしまったが、事業者名や連絡先もわからない。

(20 歳代 女性)

⇒SNSには「簡単に稼げる」とうたう副業の広告等が多く、そのほとんどは事業者が特定できないもので、注意が必要です。Web やメールで「もうかる」と表示された広告が出ても、安易な申込はやめましょう。今回のように違約金を求められても、すぐに支払うのはやめましょう。

また、お金がないからと消費者金融で借りてしまうと、高額な利子が発生するため、返済が厳しくなります。その負担ができるかどうかをよく考えてから、行動するようにしましょう。

◆医療脱毛の予約ができない！出向いたら休業していた！Σ(°Д°)IIIがーッ

ネットの口コミで評価の高いクリニックで、30 万円超の脱毛エステ（全 5 回）をローンで契約した。2 回施術を受けたところで次の予約のために何度か電話をかけたが、繋がらない。店舗に出向いたら、「休業」の貼り紙があった。このままローンを払わないといけいいのか？

(20 歳代 女性)

⇒美容医療やエステティックサロンの破産や休業が増えています。高額な複数回の施術を契約したのに、急に連絡がつかなくなり、解約や返金を求めたいと思っても、破産などの場合は、施術を受けていない分の費用の返金が難しくなります。高額な費用を「前払い（ローンなど）」で支払うことには「リスク」があることを認識しましょう。

◆ネット検索した引越業者。「キャンセルは無料」のはずが一部料金の請求を受けた。

ネットで見つけた引越業者と契約した。梱包用段ボールを受け取った後、もっと条件のよい業者を見つけたので、キャンセルを申し入れた。申込時に「キャンセルは無料」と説明されたのに、段ボール代 5000 円の請求を受けた。契約関係書類には、一部料金負担について書いてある。説明されていなかったのだが、支払わないといけいいのか？

(20 歳代 男性)

⇒引越し業務についてキャンセルが無料とされていても、付帯サービスに要した費用については請求できることが契約の条件に明記されていることがあります。ネットでの契約申込はとても簡単で便利ですが、その前に契約内容の確認を十分にするようにしましょう。